

学校法人長崎総合科学大学
ガバナンスコードの点検

第 1 章 法人の建学の精神・理念及び教育目的

記載事項	<p>1 建学の精神及び大学の理念</p> <p>学校法人長崎総合科学大学は、本学の建学の精神として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立自彊 (Self-sufficiency and effort) ・ 実学実践 (Pursuit of Practical Science) ・ 創意創新 (Originality and Creativity) ・ 宇内和親 (World Peace) <p>を掲げ、また大学の理念として人類愛の存するところ技術への愛もまた存する (Where there is human love, there is love for technology) を定めています。</p> <p>この建学の精神及び大学の理念は、本学の母胎となった川南高等造船学校の「創立趣意書」(1942 年) に示された</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己の確立 2. ものづくりとしての実行力 3. ものまねでない新技術の開発力 4. 世界的視野の保持 <p>という先駆的な思念を、4 年制大学への移行の節目に当たり、現代的な四字成語に改新したものです。</p> <p>また、「大学の理念」としては、本学の歴史的な歩みのなかで伝承されてきた古代ギリシャの先哲ヒポクラテスの言葉をあらためて掲げることとしたものです。</p> <p>これらの言葉は、今日的観点からも、本学教育活動の基本指針としての意義と輝きを確固として維持しています。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■ 建学の精神・大学の理念については、HP に掲載するとともに、学生に配布する「キャンパス・ガイド」にも、毎年掲載して、周知を図っている。</p> <p>・ 建学の精神・大学の理念</p> <p>https://nias.ac.jp/60_Administration/Outline.html</p>

記載事項	<p>2 教育・研究の目的</p> <p>① 建学の精神・理念に基づく教育・研究目的 本学の建学の精神・理念に基づく、教育・研究目的は、広く教養的知識を授けるとともに深く専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富み地域及び国際社会に貢献できる人材を養成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することにあります。</p> <p>② 工学部の教育・研究目的 工学部は、一般・専門知識を広く修得して、ものづくりの専門技術者としての実践力、ものまねでない新技術の開発力を獲得し、さらにコミュニケーション能力と国際性を身につけ、技術者としての倫理観を持った21世紀循環型社会の構築に貢献できる人材を育成します。</p> <p>③ 総合情報学部の教育・研究目的 総合情報学部では、21世紀循環型社会に求められる情報に関する様々な分野の知識と活用技術を修得し、これからの社会に貢献できる人材を育成するとともに、それが活用される様々な分野の開発に寄与し、高い国際性・技術倫理・コミュニケーション能力・課題発見能力・課題解決能力を持つ人材を育成します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■建学の精神及び大学の理念に基づき、工学部の教育・研究目的、総合情報学部の教育・研究目的は定められており、「学部・学科の目的」としてHPに掲載するとともに、学生へ配付する「履修ガイド」へ毎年掲載し周知を図っている。</p> <p>・建学の精神・大学の理念 https://nias.ac.jp/O11_Spirit/Spirit_h17.html</p> <p>・学部・学科の目的 https://nias.ac.jp/60_Administration/parts/kouhyou/1gakubugakka.pdf</p>

第2章 学校法人運営の基本

記載事項	1 本学の社会的責任等 ① 常に自律的、安定的な運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等との関係を重視し、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学としての本学の使命達成のためには、多様性への深い認識と柔軟な対応が不可欠との考えに立って、全ての法人運営に当たります。
更新の有無	無
記載欄	■情報公開により、毎年度、経営改善計画ヒアリング結果、事業報告書、財務状況などを公表し、教育の質の向上への取組や経営の状況の透明性を図っている。 ・経営改善計画ヒアリング結果 https://nias.ac.jp/60_Administration/hyouka.html ・事業報告 https://nias.ac.jp/60_Administration/hyouka.html

記載事項	<p>2 中期的な計画の策定と実現に向けての取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画を策定します。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営企画会議等による進捗管理（PDCA）を徹底、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。 ③ 継続的な改革を推進するため、教職協働の観点からも教職員の人材養成・確保による努め、その役割を一層重視します。 ④ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革推進のための提案を積極的に受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑤ これまでの中期経営計画策定状況 中期経営計画（平成 22 年度～平成 26 年度） 産業社会のイノベーションに対応できる人材育成を目指したコース制の導入とカリキュラムの改編、大学施設のグリーンヒルキャンパスへの集約や附属高校のシーサイドキャンパスへの全面移転など、より利便性の高い快適な教育研究環境の整備を図った。 新中期経営計画（平成 27 年度から平成 31 年度）コース制導入とカリキュラム改編のメリットを最大限に生かすことを前提に以下の基本方針を設けた。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 学生・生徒一人ひとりを尊重した学びのサポート 2) 多様な人材を受け入れ、実践的人材の育成 3) 社会に開かれ、外に向かって発信する大学 4) 東長崎地域の地の拠点を形成するとともに、アジアに目を向けた国際連携を積極的に推進 5) 変革の時代の潮流を的確に捉え、社会の変化に柔軟に対応できる基盤づくりの推進
更新の有無	<p>■ 2021 年度～2025 年度までの新長期計画の内容に変更します。</p> <p>【変更案】</p> <p>■ 第 3 期中期的な計画の策定と実現に向けた取組み 第 3 期の目標： ・学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換とその実質化 ・持続的な発展に必要な財政基盤の確立 ・安定的な経営、教学運営のを支える組織ガバナンス強化</p> <p>この中期経営計画は、変革の時代の潮流を的確に捉え、社会の変化に柔軟に対応しつつ、本学の再生とさらなる進化を図るための具体的かつ実施可能な行動指針であり、これをもとに、今後、それぞれの課題ごとに年度毎のより詳細かつ実施可能な工程表（アクションプログラム）を策定し、PDCA サイクルにより着実に実行します。</p>
記載欄	<p>■ 令和 2 年度 4 月より、5 年間の中期経営計画を策定。令和 3 年度より、年度別計画や指標に基づく進捗状況報告を行います。</p> <p>■ 令和 3 年度 4 月に産官学連携センターを発展的解消して、オープンイノベーションセンターを設置したことに伴い中期経営計画の見直しを行います。</p> <p>・ 中期計画 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/tyuki.pdf</p>

記載事項	<p>3 理事会の役割等</p> <p>① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の学長、副学長及び学部長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、必要な大学の校務を掌るための権限を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。</p> <p>⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■寄附行為、および寄附行為実施規則において、法人の業務に関する重要な決定について定めるとともに、規定に基づき評議員会に附議して意見を求め、適正な運営を行う。</p> <p>■年度末の理事会に次年度の会議日程、事業計画を作成。</p> <p>■理事会を年3回開催し、理事・評議員ともに忌憚のない発言を得て、議決を行っている。</p> <p>・寄附行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p>

記載事項	<p>4 理事の役割等</p> <p>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、理事長の代理権限を明確に定めます。</p> <p>③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤ 理事は、善良な管理者の注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥ 学校法人与理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けることとします。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■寄附行為実施規則において、理事長、常務理事、理事長の代理権限を定めています。</p> <p>■理事長及び理事の解任については、寄付行為第6条に定めています。</p> <p>■利益相反については、寄附行為第 21 条に規定し、毎年度末に、各理事に書類で確認しています。</p> <p>・寄付行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p> <p>・学校法人長崎総合科学大学役員組織 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/index.pdf</p>

記載事項	<p>(2) 学内理事の役割</p> <p>① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>② 教職員として理事となる者は、教職員としての業務及び理事としての業務の各々が疎かにならないよう努めます。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■役員改選時に理事・監事の業務分担を決めています。</p> <p>■学内理事は月 1 回、理事、教職員で構成する役員会において、常務理事会・理事会へ附議する事項等について協議を行っています。</p> <p>■毎年度、中期経営計画の進捗状況（令和 2 年度までは、経営改善計画の進捗状況）についてヒアリングを行い、業務遂行状況を確認しています。</p> <p>・学校法人長崎総合科学大学役員組織 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/index.pdf</p> <p>・経営改善計画ヒアリング結果 https://nias.ac.jp/60_Administration/hyouka.html</p>

記載事項	<p>(3) 外部理事の役割</p> <p>① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。</p> <p>② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■現在、5名の外部理事を選任にしています。民間企業の経営者、教育関係、同窓生などから選出しています。</p> <p>■理事会では、外部理事のそれぞれの見識より、様々な発言をいただいています。</p> <p>■理事会の審議事項は、会議前に資料を送って、内容を確認いただくようにしています。また、事前に説明等を行い、より詳細な内容を説明して理解を得ています。</p> <p>・学校法人長崎総合科学大学役員組織 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/index.pdf</p>

記載事項	(4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。
更新の有無	無
記載欄	<p>■全理事へ参加を求めています。学内理事は、関連する研修等を所管する部署より適宜案内して理事も参加しています。</p> <p>■毎年、経営状況等（決算、予算など）FD 開催時に理事には参加してもらっています。</p>

記載事項	<p>5 監事の役割等</p> <p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）</p> <p>① 監事は、善良な管理者の注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事職務規程に則り、理事会、評議員会及び常務理事会の重要会議に出席することができます。</p> <p>③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>④ 監事は、学校法人の業務又は財産等に関し不正の行為、又は法令違反、若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを文部科学省に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。</p> <p>⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■寄附行為、監事職務規程、監事監査実施細則に規定しています。</p> <p>■職務の重要性の認識や専門性の向上のため、文部科学省などの監事の研修会に参加しています。</p> <p>・寄付行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p> <p>・学校法人長崎総合科学大学役員組織 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/index.pdf</p>

記載事項	<p>(2) 監事の選任</p> <p>① 理事長は監事の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の同意を得て理事会において選出した候補者のうちから、監事を選任します。</p> <p>② 監事は2名置くこととします。</p> <p>③ 監事相互の就任・退任時期については、監事の業務の継続性が保たれるよう、十分考慮します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■寄附行為に規定しています。</p> <p>■税理士、他団体で監事業務に従事する者を選任して独立性を確保し、監事業務の継続性が保たれるようにしています。</p> <p>・寄付行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p> <p>・学校法人長崎総合科学大学役員組織 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/index.pdf</p>

記載事項	<p>(3) 監事監査基準</p> <p>① 監査機能の強化のため、監事職務規程を作成します。</p> <p>② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。</p> <p>③ 監事は、監事職務規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■監事職務規程、監事監査実施細則を作成して、実施しています。</p> <p>■毎年、監事による監査を実施し、所管部署からの説明や意見交換を行い、監事の意見や監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、公表しています。</p> <p>・監事監査報告書 https://nias.ac.jp/60_Administration/parts/Estimate/kanjikansahou_koku_2020.pdf</p>

記載事項	<p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。</p> <p>② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>③ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会、評議員会及び常務理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えるなど、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■本学では、外部の公認会計士、監事、内部監査員による監査体制を構築しており、年度当初等に、当該年度の監査方針・計画等の打ち合わせを行っています。</p> <p>■毎年、文部科学省などの監事の研修会に参加しています。</p>

記載事項	(5) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。
更新の有無	無
記載欄	■現在設置していません。 引き続き設置を検討していきます。

記載事項	<p>6 評議員会の役割等</p> <p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>評議員会は、理事長からあらかじめ諮問のあった、次に掲げる事項について、意見を述べます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。</p> <p>① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>② 事業計画、中期的な計画</p> <p>③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>④ 寄附行為の変更</p> <p>⑤ 合併</p> <p>⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>⑦ 寄付金の募集に関する事項</p> <p>⑧ 寄附行為の実施規則に関する事項</p> <p>⑨ その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■寄付行為第 24 条（諮問事項）で定めており、毎回実施しています。</p> <p>・寄付行為</p> <p>https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p>

記載事項	(2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
更新の有無	無
記載欄	<p>■ 寄付行為第 25 条（評議員会の意見具申等）で定めており、毎回実施しています。</p> <p>・ 寄付行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p>

記載事項	(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事会において選出された候補者に同意するか審議をします。
更新の有無	無
記載欄	<p>■ 寄付行為第 9 条（監事の選任）で定めており、新たに監事を選任する場合に実施しています。</p> <p>・ 寄付行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p>

記載事項	(4) 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任します。
更新の有無	無
記載欄	<p>■ 寄付行為第 22 条（評議員会）で定めており、毎回実施しています。</p> <p>・ 寄付行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p>

記載事項	<p>7 評議員の選任方法等</p> <p>(1) 評議員の選任</p> <p>① 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 本学学長及び本学附属高等学校校長</p> <p>イ 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>ウ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五歳以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>エ 本法人の設置する学校の保護者のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>オ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者</p> <p>② 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くの利害関係者から、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任することとしています。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■寄附行為第 26 条（評議員の選任）で定めており、評議員選任時は、寄附行為に沿って対応しています。</p> <p>・寄附行為 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/kohukoui.pdf</p> <p>・評議員（令和3年6月） https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/hyougiin.pdf</p>

記載事項	<p>(2) 評議員への研修機会の提供と充実</p> <p>① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p>② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■評議員の審議事項は、会議前に資料を送って、内容を確認いただくようにしています。また、事前に説明等を行い、より詳細な内容を説明して理解を得ています。</p> <p>■学外評議員（卒業生、保護者、学識経験者）に対する研修の機会を検討し、実施するように努めます。</p>

第3章 教学ガバナンスの確立

記載事項	<p>1 学長の責務と補佐体制</p> <p>(1) 学長の責務</p> <p>① 学長は、学則第1条に掲げる「建学の精神及び大学の理念に基づいて、広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富み地域及び国際社会に貢献できる人材を養成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p> <p>② 学長は、自らが理事会の構成員であることを十分意識して、理事長のもと教学ガバナンスについて行使します。</p> <p>③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■学長のリーダーシップ発揮を助けるために次の体制をとっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3名の副学長が役割を分担（学務及び運営担当、学生募集及び就職担当、研究及び社会連携担当）し、学長を補佐しています。 ・教職協働の会議体として教学企画運営会議を設置し、大学事務局と一緒に教育研究に関する事項を協議しています。 <p>■学内外に中期経営計画を公開し、毎年進捗状況を確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 <p>https://nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/tyuki.pdf</p>

記載事項	<p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。」としています。その職務については副学長の選任等に関する規程に定めています。</p> <p>② 学部長の役割については、学則において「学部長は、所属を代表し、その運営及び教育・研究に関する校務をつかさどる。」としています。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■学務及び運営担当、学生募集及び就職担当、研究及び社会連携担当の3名の副学長を選任し、毎週、連絡会を開催して学長の教学運営を補佐しています。</p> <p>■学部長は学部の長として学部運営をつかさどり、学部の代表として代議員会の構成員となっています。</p>

記載事項	<p>2 教授会の役割</p> <p>(1) 学長と教授会の関係</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。</p> <p>審議する事項については学則に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■「学則」第2条の2第3項及び第4項及び、「学則第5条の2第3項第3号に規定する学長が定める事項についての細則」で、学長が全学教授会の意見を聴くことが必要なものを規定しています。全学教授会で聴いたうえで、学長が最終判断を行っています。</p>

第4章 公共性・信頼性の向上

記載事項	<p>1 学生に対して</p> <p>(1) 学部においては、教育上の目的を踏まえ、3つの方針（ポリシー）を策定し、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。</p> <p>③ 多様性の受容の重要性に鑑み、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因 に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■3つの方針はホームページ、学生募集要項、履修ガイドで内外に周知しています。</p> <p>■3つのポリシーに加えて、自己点検・評価のためのアセスメントポリシーを策定・公表し、それに基づいて自己点検・評価を行っています。</p> <p>■ハラスメントには、ハラスメント防止に等に関する規程に沿って対応し、学生が生活する上での問題点等は学生生活支援センターと学生課が連携して対応しています。</p> <p>・ディプロマ・ポリシー https://nias.ac.jp/35_Policy/index.html#diploma</p> <p>・カリキュラム・ポリシー https://nias.ac.jp/35_Policy/index.html#curriculum</p> <p>・アドミッション・ポリシー https://nias.ac.jp/35_Policy/index.html</p>

記載事項	<p>2 教職員等に対して</p> <p>(1) 教職協働</p> <p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■学長が大学運営に関する重要事項について、教員と事務職員とが対等に協議する場として、教学企画運営会議を設置しています。</p>

記載事項	<p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>① ボード・ディベロップメント：BD ア 常任（勤）理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。</p> <p>② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p> <p>③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■ 教学企画運営会議で FD・SD 等の実施計画など教職員の資質向上に関する事項を協議し推進しています。</p>

記載事項	<p>3 社会に対して</p> <p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■令和2年度大学機関別認証評価を受審し適合認定されました。</p> <p>■ホームページの教員検索で研究業績を、機関リポジトリで紀要等の論文を公開していますが、さらに公開を促進するために学術業績の公開・公表に関するポリシーを策定しました。</p> <p>・大学機関別認証評価及び自己点検評価 https://nias.ac.jp/60_Administration/hyouka.html</p> <p>・教育情報の公開 https://nias.ac.jp/60_Administration/kouhyou.html</p>

記載事項	<p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>① 社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点としての役割を果たします。</p> <p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を 広く提供します。</p> <p>④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。</p> <p>⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について積極的に対応します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■①②については、毎年度作成公表する事業報告書に記載し、HP に掲載しています。</p> <p>■③については、中高年層の交流を行う生涯学習団体の主体的な活動の場を大学内に設けています。パソコンやインターネットの学習をとおして、地域における学びの共同体、文化的・人的交流の場として、シニア世代の社会参加を支援しています。</p> <p>■④については、地域住民や地元消防署等と共働し、全学的かつ実践的な防火防災訓練を実施します。また、地域消防団の消防訓練を大学内で行うなど活動支援を行っています。</p> <p>■⑤については、地球規模で問題となっている環境問題を解決するため、様々な分野の情報を集めて分析できる人材の育成を目指します。</p> <p>・事業報告書 https://nias.ac.jp/60_Administration/parts/Estimate/jigyohokoku_2020.pdf</p> <p>・総合情報学部総合情報学科生命環境工学コース https://www.nias.ac.jp/28_EnvEng/index.html</p>

記載事項	<p>4 危機管理及び法令遵守</p> <p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。</p> <p>② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■危機管理規程に基づき、危機が発生した場合は、本部を立ち上げ対応します。個別の危機に対しては、危機マニュアルにそって対応をします。</p>

記載事項	<p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。</p> <p>② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■グループウェア（サイボウズ）に最新の規程を公開しています。</p> <p>■公益通報に関する規程に基づき、学内窓口は総務企画課長、学外窓口は監事とし、通報者個人を特定する情報については、本人の同意がある場合を除き、秘密を保持することとしています。</p>

第5章 透明性の確保

<p>記載事項</p>	<p>1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書</p>
<p>更新の有無</p>	<p>無</p>
<p>記載欄</p>	<p>■ホームページや広報誌（学報）を通じて、情報を公開しています。</p> <p>・情報公開 https://nias.ac.jp/index.html#top</p>

記載事項	<p>(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携</p> <p>② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画</p>
更新の有無	<p>■2017年度～2022年度までの経営改善計画については、内容を2021年度～2025年度までの中期計画に取り込んで1本化しました。</p> <p>【変更案】 ■「イ 経営改善計画」という項目を削除します。</p>
記載欄	<p>■教育・研究に資する情報については、ホームページに公開しています。</p> <p>■学校法人に関する情報については、ホームページに公開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の協定相手校 https://nias.ac.jp/60_Administration/parts/kouhyou/11kaigai.pdf ・ 大学間連携 https://nias.ac.jp/60_Administration/parts/kouhyou/12daigakukakarenkei.pdf ・ 産学官連携 https://nias.ac.jp/60_Administration/Relation.html ・ 中期経営計画 https://www.nias.ac.jp/60_Administration/parts/top/tyuki.pdf

記載事項	<p>(3) 情報公開の工夫等</p> <p>① 上記の情報については、学校法人長崎総合科学大学情報公開規程に基づき提供します。</p> <p>② 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■学校法人としての公共性を高め、社会的説明責任を果たすため、学校教育法及び私立学校法等の主旨を踏まえ、本学が保有する情報の公開について情報公開規程に基づき公開しています。</p>

第6章 附属高等学校の運営

記載事項	<p>学校法人長崎総合科学大学は、長崎総合科学大学附属高等学校（全日制課程普通科）を設置しています。</p> <p>本附属高等学校においても、本ガバナンス・コードの理念を尊重するとともに、教育活動の規範とします。また、附属高等学校校長を本法人の理事として選任し、緊密な高大連携体制を構築しつつ、附属高等学校として「個性の尊重」「生活サポート」「系統的教育」などの教育目標を掲げるとともに、附属高等学校独自の学校評価自己評価を行います。</p>
更新の有無	無
記載欄	<p>■附属高校では、学校教育基本方針のもと、毎年学校教育目標と重点努力目標を立て、年に2回、自己評価に取り組んでいます。</p> <p>■2学期に中間評価をし、その結果を中間報告として本校のホームページに掲載し、年度末に最終報告としてホームページを更新しています。</p> <p>・学校評価自己評価表 http://www.nias.ed.jp/R2gakkouhyouka_3.pdf</p>